

改正医療法が令和3年5月28日に公布されました！



令和6年(2024年)4月には、『医師の時間外労働の上限規制』が始まります。

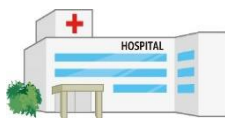


時間外労働が年間960時間超えの勤務医がいる医療機関が、B、連携B、C-1、C-2の特例水準の指定申請を行う際には、「労働時間短縮計画」を策定して、添付しなければなりません。令和3年度中にPDCAサイクルによる労働時間短縮の取組みを開始し、令和4年度中から第三者評価を受ける必要があります。

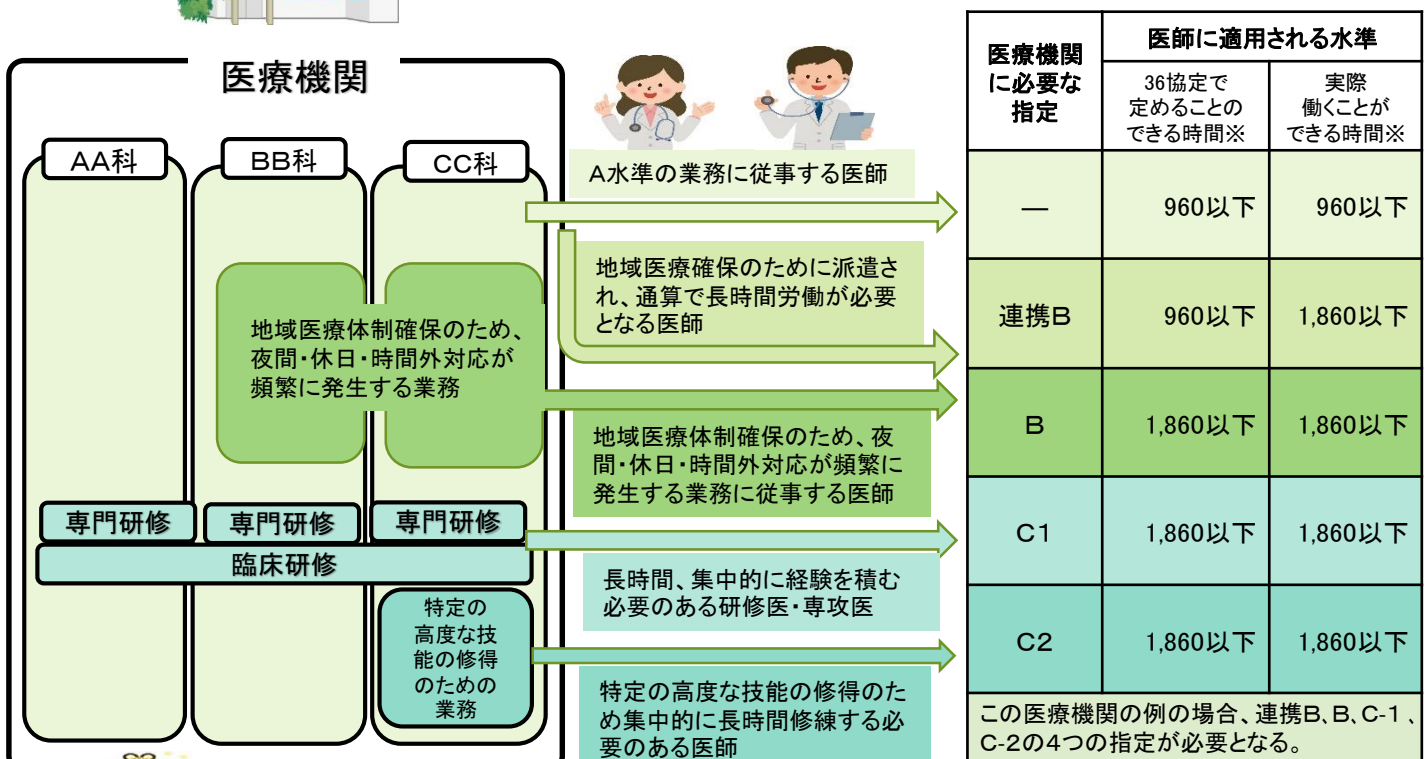
【令和6年(2024年)4月に適用される医師の時間外労働の上限規制について】

◆A水準(960時間以下)以外の特例水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、指定される事由となった業務やプログラム等に従事する医師にのみ適用されますので、所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関はそれぞれの水準の指定を受ける必要があります。

指定申請を予定しない医療機関は、令和6年4月までに勤務医の時間外労働を年間960時間以下(A水準)に到達しておく必要があります。取組みの1つとして、「医師の宿日直許可」を取得することで、A水準とすることができるかもしれません。



勤務医の労働時間を把握しましょう！



※年の時間外・休日労働時間数(詳細は省略)

※特例水準の対象となる医療機関の要件等については裏面に記載しています。

出所:「医師の働き方改革の推進に関する検討会」

■B水準対象医療機関

【医療機能】

◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」双方の観点から、



- i 三次救急医療機関
- ii 二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
- iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
- iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関

◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

【長時間労働の必要性】

◆上記機能を果たすために、やむなく、予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること。



■連携B水準対象医療機関

【医療機能】

◆医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関

【長時間労働の必要性】

◆自院において予定される時間外・休日労働は年960時間以内であるが、上記機能を果たすために、やむなく、他の医療機関での勤務と通算での予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること。（※個々の医療機関における36協定での時間外・休日労働の上限は年960時間）

☆医師の宿直勤務等に関する労働基準法第41条第3号の適用について【令和3年2月18日付け基発0218第2号】自院における宿直を他院からの非常勤医師に従事してもらっている医療機関においても、宿日直許可申請ができることとなりました。許可基準は従来の基準と同じです。（常態としてほとんど労働することがない勤務、かつ夜間に十分な睡眠がとり得る。通常の勤務時間と同態様の業務に従事する時間は労働時間とし賃金（割増賃金）を支払う等々

■C1水準対象医療機関

◆臨床研修医・専門研修中の医師の研鑽意欲に応じて、一定期間集中的に知識・手技を身につけられるようにするための医療機関



■C2水準対象医療機関

◆高度な技能を有する医師を育成する必要がある分野において、新しい診断・治療法の活用・普及等が図られるようにするための医療機関



支援センターにおきましては、この「労働時間短縮計画」の作成や働き方改革に関する労務管理等の支援を行っていますので、ご相談ください。



5月・6月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 <2件>



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします